2025年7月26日

１９－７

＜小問１＞

肢１

経済的自由も、精神的自由と同様、重要

肢２

精神的自由と経済的自由、いずれも取り締まる法制度そのものは必要

肢３

精神的自由は、自己実現に役立つ。これが誤り。自己実現、自己統治をイメージする

＜小問２＞

肢１

合憲限定解釈してない。最大判昭和２４．５．１８

煽動する、行為が問題。対象が限定されているように思われる。

肢２

選挙の公正のための制約、合憲限定とはちがう

肢３

過度に広範な表現のところを合憲限定解釈している。

１９－８

ア

a.封建制度で制限されたが、労働力を必要として、移転の自由が必要となった。
資本主義経済

イ

ｄ．人身の自由。少なくとも公序とは異なる。

ウ

ｈ．精神的自由の性質も生まれている。移転して人にあって勉強するなど

エ

海外渡航の自由は、外国への移住に含まれる。（２２条２項）

オ

ｂ　出国は自由。再入国争いある。

ｇ×　再入国の自由はない。裁量の問題。入国と再入国を区別しない。

１９－９

肢ア

歴史的には、大学。しかし、限定されず、国民に保障される。

肢イ

教科書形態での研究発表を制限するにすぎない。

別の方法で発表可。制約の程度は緩い。合憲

肢ウ

研究の自由。したがって、絶対的自由ではない。

沈黙という話ではなく、研究活動を伴うことになる。

肢エ

大学教育と違って完全な、教授の自由はない。

批判能力に限界があるので。

１９－１０

肢ア

１項、２項わけていない。

つねに裁量の問題。

肢イ

２９条３項は、具体的請求できる。自由権侵害に対応するためのもの

財産権侵害、保障の必要ある。

２５条、裁量。具体的権利性ない。社会権。

肢ウ

裁量広い、しかし、広くても濫用した場合は、違憲。そういう意味では、裁判規範性はる。裁判所が規範をみて合憲違憲か判断可能

１９－１１

肢ア

昭和２３年の法律の合憲性、昭和２８年の判例。条文の文言をそのまま使うしかない。「公共の福祉」「全体の奉仕者」で解釈する。

肢イ

労働基本権、原則保障。比較衡量は採用していない。公益と私益を比較したら、常に公益が勝つ結果になる。

肢ウ

地方公務員、国家公務員。いずれも、郵便（民営化前）の基準を継承している。

肢エ

全農林警職法、国家公務員。全司法仙台が先例。こちらを変更。

問題文の法令の判断を確認する。

１９－１２

肢ア
　結社の自由。団体を作ることを想定すればよい。なにか、言論を発しているわけではない。

肢イ
　公共性が強ということは、法律で規制もしやすくなる。
　その結果、自由は制限される。

　結局、公益が自由を必要最小限制約する理由となる。

肢ウ
　政党国家であれば、政党のありかたが、政治体制に影響を及ぼすと考えられる。

肢エ
　政党法はない。結社の自由を保障する。規制をかけないようにする。
　他の周辺的なところで規制をかける。

１９－１３

肢ア

１項は、「侵略戦争」放棄

２項は、全面戦争放棄を採用

それを前提に、戦力にいたらない自衛力の保持は禁止してない。

肢イ

統治行為論。司法権の限界の問題。

法律上の訴訟というのは、司法権の概念の問題。

肢ウ

集団的自衛権は、認めた。解釈変更。

１９－１４

肢ア
　常会、１年ということだと常に会期があるということになる。
　会期性を採用している憲法の規定と矛盾すると考えられる。（５０条、５３条など）

肢イ
　会期の延長について、衆議院の優越を認めている。
　審議が長引いて延長できない、国政が停滞する。参議院の審議を遅延させる行為が功を奏しないように衆議院の優越を認める。

肢ウ
　総議員の1/4以上の要求があれば、召集の決定が必要。少数派の移行も尊重しつつ、召集を制限する。

肢エ
　憲法では、会期不継続は採用してない。国会法。
　運用は、政策で調整できるようにするためと思われる。

肢オ
　一事不再議、規定なし。条文はなし。慣習的にされている。
　大日本帝国憲法には規定があった３９条。

　日本国の憲法にないのは、再議決の規定があるからと解されている。
　あとは、政策的に運用できるようにと理解すればよいだろう。